	―― その他のもの	19.2% 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に従った輸入差益の対象となることを条件とする。	TRQ	TRQ-7	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ	TRQ
190410.239	― その他のもの		X	この品目に分類される原産品は、第1904.10号に属する。日本国は、同号の下で、関税分類番号190410.231の品目に分類される原産品について関連の関税に係る約束を行う。																					
190410.300	3 その他のもの	16.3%	B10		14.8%	13.3%	11.9%	10.4%	8.9%	7.4%	5.9%	4.4%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1904.20	煎ってない穀物のフレークから得た調製食料品及び煎ってない穀物のフレークと煎った穀物のフレーク又は膨脹させた穀物との混合物から得た調製食料品																							
190420.100	1 朝食用穀物調製品	11.5%	B7		10.1%	8.6%	7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨脹させて得た物品の含有量が全重量の50%以上の調製食料品																							
	(1) 米のもの																							